



申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。各地区の申告相談の日程については、広報ひだか1月号に掲載しておりますので、ご確認ください。

平成26年分
所得税・町民税の
申告相談受付
12月16日から開始



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

復興特別所得税の 記載漏れにご注意ください!

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

還付申告の方を含め、申告される全ての方について、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

国税庁ホームページ **確定申告 検索**

—御坊税務署からのお知らせ—

平成26年分 確定申告

申告書の作成は
国税庁ホームページが
おすすめ

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2

ネットを使って
e-Taxへ送信

印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税
贈与税

平成27年
3月16日(月)まで

消費税および地方消費税
(個人事業者)

平成27年
3月31日(火)まで

※国税庁ホームページには、確定申告に関する情報のほか、申告書用紙、青色決算書、収支内訳書などの各種様式手引き書等を掲載しており、必要に応じてダウンロードしていただくことができます。

記帳義務拡大について

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行っている全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要となっています。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるため、株式等の損失を翌年に繰り越すため等の申告書は提出することができます。

なお、住民税の申告については、お住まいの市町の窓口にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

御坊税務署 〒644-0002 御坊市藪430-3 (☎0738・22・0695)

※上記代表番号におかけいただくと、自動音声によりご案内しております。アナウンスに従い、操作してください。

消費税課税事業者の方へ

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書を作成する際には、課税売上高、課税仕入高(簡易課税の場合は課税売上高のみ)を、新税率(8%)・旧税率(5%)ごとに区分して計算する必要があります。※詳しくは次ページをご覧ください

申告会場の開設

☆税理士による
無料申告相談会場日程

会場	日程	受付時間	相談対象者
御坊市役所5階大会議室 (御坊市藪350)	2月17日(火)	9:30～11:30 13:00～15:00	小規模な 事業所得者の方
日高川町役場3階会議室 (日高川町土生160)	2月19日(木)		
印南町公民館2階小ホール (印南町印南2009-1)	2月24日(火)		

計算方法にご注意ください！

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。そのため、平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書の作成にあたっては…

帳簿等において、課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分し、適用税率ごとに計算する必要があります。

項目		課税期間の 合計金額	区分!	
			平成9年4月1日から 平成26年3月31日までの取引	平成26年4月1日 以後の取引
			うち税率4% 適用分	うち税率6% 適用分
1	課税期間中の売上高			
	(1) 課税売上高(税込み)	395,000,000	131,500,000	263,500,000
	(2) 免税売上高	11,000,000	—	—
	(3) 非課税売上高	8,000,000	—	—
2	売上対価の返還等の金額 (課税売上げに係るもの(税込み))	18,500,000	9,000,000	9,500,000
	課税期間中の課税仕入れの金額 (税込み)	306,450,000	103,000,000	203,450,000

- 新税率8%の内訳は、消費税6.3%、地方消費税1.7%です。
(旧税率：消費税4%・地方消費税1%)
- 平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページをご覧ください。

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

詳しくは、上下水道課(☎63・3805)まで。



**上下水道課
お知らせ**

**下水道への接続は
お済みでしょうか？**

お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。